

人権コラム 心、豊かに

◆ 【夏】 差別解消への日

大分県の8月は「差別をなくす運動月間」。毎年、県下各地で様々な啓発活動が行われていますが、なぜ8月なのでしょう？

理由は、1965（昭和40）年8月に『同和对策審議会答申』が出されたことによります。同和問題の解決が国の責務であり国民的課題と謳^{うた}った答申には、部落差別は「心理的差別：差別的な言動、偏見など」と「実態的差別：生活環境の未整備など」に分けられると記されています。

国は1969（昭和44）年から33年間、差別の解消に向け「特別対策」を実施しました。様々な取組によって生活環境などの格差解消は進み「実態的差別」の解消には一定の成果があった一方「心理的差別」に大きな変化は見えないままでした。にもかかわらず、特別対策の終わりとともに《部落差別はもう解決した》《部落差別は過去のこと》《部落差別の存在に実感がない》などの意識が強まり、その結果「心理的差別」の実態までもが見えにくくなってしまいました。

そして現実…。特別対策の終了から16年が経過した今でも結婚差別や身元調査は後を絶たず、さらに、多くの人々が利用するインターネット上では同和地区に向けた差別的な書き込みが行われるなど、新たな深い問題が起きています。

そのような状況を踏まえ、2016（平成28）年に部落差別のない社会の実現を目的とする『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行されました。法に「現在もなお部落差別が存在する」と明記されていることから、差別の解消に向けた新たな一歩として『部落差別』に対する意識を変えていかなければ解消への道は遠のくばかりです。

部落差別は過去のことでも終わったことでもありません。今もなお差別に悩み、苦しんでいる人がいます。大分県の8月は「差別をなくす運動月間」です。改めて部落差別の歴史的経過や現状について正しく理解し、差別の解消には何が必要なのかを真剣に考える「夏」です。